

監査告示第12号

平成29年11月21日

| | | | | |
|----------|---|----|---|---|
| 鹿児島市監査委員 | 中 | 園 | 博 | 揮 |
| 同 | 小 | 迫 | 義 | 仁 |
| 同 | 柿 | 元 | 一 | 雄 |
| 同 | ふ | じく | ぼ | 博 |
| | | | | 文 |

平成29年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査対象団体

(1) 社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団

所在地 鹿児島市鴨池新町1番7号

区分 公の施設の指定管理者

施設名 鹿児島市南部親子つどいの広場（所管課：こども政策課）

委託費 38,508,000円（28年度決算額）

(2) 株式会社休暇村サービス

所在地 東京都台東区上野7丁目6番5号上野KYビル5階

区分 公の施設の指定管理者

施設名 鹿児島市国民宿舎レインボー桜島及び鹿児島市桜島マグマ温泉（所管課：観光振興課）

委託費 21,466,000円（28年度決算額）

2 監査の期間

平成29年9月4日から平成29年11月21日まで

3 監査の着眼点

平成28年度事務に関し、公の施設の指定管理者について、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

4 監査の方法

本監査は、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

(1) 社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団

鹿児島市南部親子つどいの広場の指定管理については、業務が設置目的に沿って適正に行われており、また、おおむね良好に事務処理がなされていた。

なお、利用者については、次のとおりである。

【利用状況】

| 区 分 | 26 年度 | 27 年度 (A) | 28 年度 (B) | 前年度比較 (B) - (A) |
|----------|--------|--------------|--------------|--------------------|
| 利用者数 (人) | 61,857 | 58,026 | 62,881 | 4,855 |

(2) 株式会社休暇村サービス

鹿児島市国民宿舎レインボー桜島（以下「国民宿舎」という。）及び鹿児島市桜島マグマ温泉（以下「マグマ温泉」という。）の指定管理については、業務が設置目的に沿って適正に行われていたが、事務処理において一部不備がみられた。また基本協定書の管理業務に関する報告について必要な事項が明確に規定されていなかった。

なお、両施設の利用者については、次のとおりである。

【利用状況】

| 区 分 | 26 年度 | 27 年度 (A) | 28 年度 (B) | 前年度比較 (B) - (A) |
|-------------------|---------|--------------|--------------|--------------------|
| 国民宿舎 宿泊者数 (人) | 14,397 | 11,317 | 13,231 | 1,914 |
| マグマ温泉 入浴者数 (人) | 121,207 | 106,965 | 100,269 | △ 6,696 |

[意見]

・火山活動に経営が大きく左右される中で、本市観光のシンボルである桜島の宿泊拠点施設として、今後とも、多様な自然環境や景観を活かし、さらなる利用促進に努められたい。

・指定管理の業務等に関する報告について、必要な事項を協定書等に明記されたい。